



かわさき

令和3年度川崎小
学校だより
第30号
1月21日発行
文責 校長



1月17日（月）3年生が児童会活動見学を行いました。本校では、4年生以上の児童が5つの委員会に別れて、学校生活の充実と向上を図るために、それぞれ仕事を分担し、協力して活動を行っています。委員会の種類と活動内容は次のとおりです。

図書委員会…図書室の整理や、図書の貸し出しやおすすめの本のポップ作成

保健委員会…給食献立のお知らせや歯みがきカレンダー・保健に関するポスター作成

放送委員会…朝は「今日の予定」、昼は「日替わりのテーマ」による校内放送

環境委員会…花壇の水やり、草むしり、朝の校内掃きそうじ

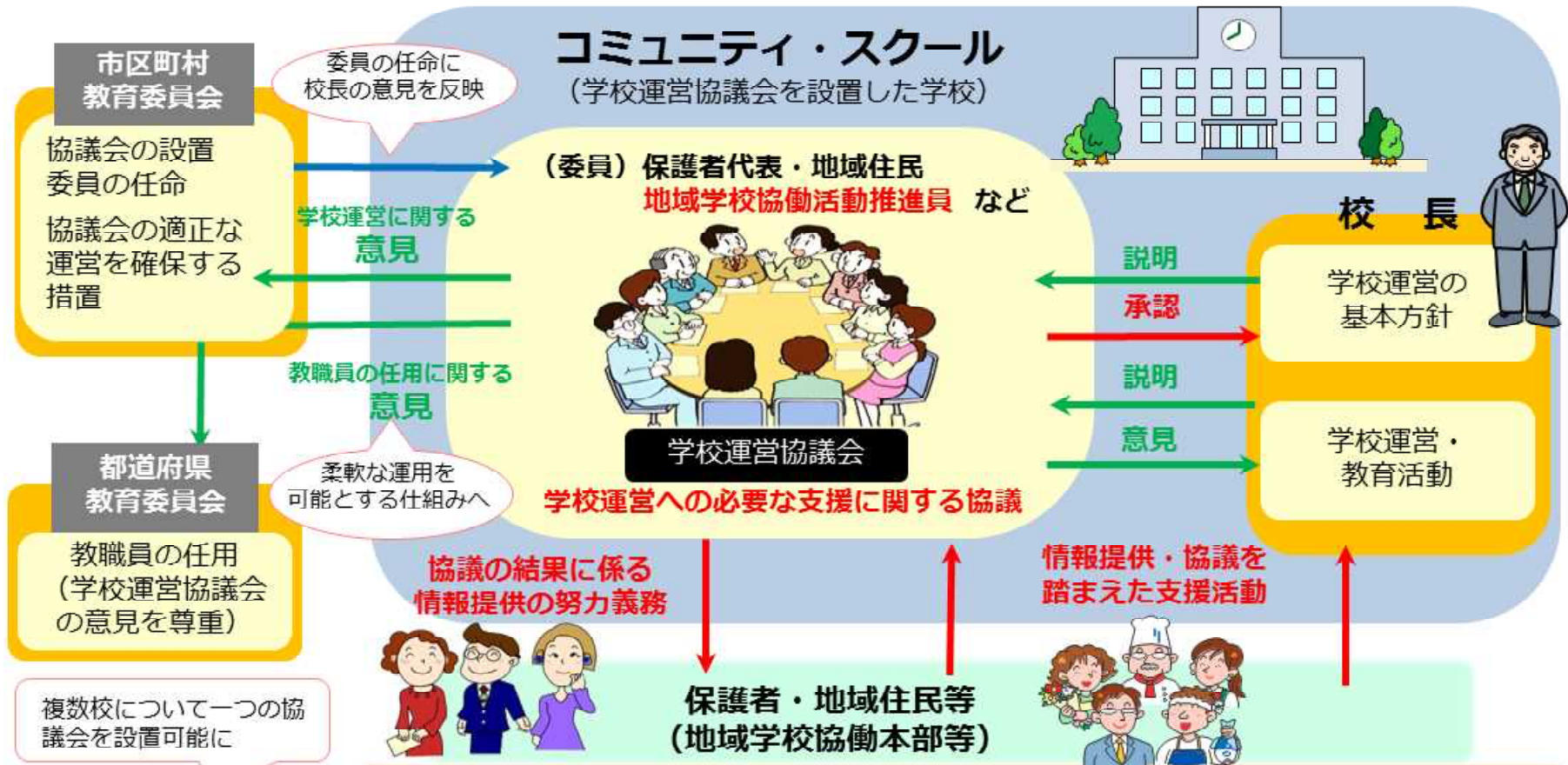
運動委員会…「縄跳びスタンプラリー」など体づくりのための休み時間のイベント計画

3年生は、4月から4年生として委員会に所属します。そこで、各委員会の活動内容を見学し、委員会活動への興味・関心を高めるという目的で見学会を行いました。4つのグループに分かれた3年生は、各教室で活動をしているそれぞれの委員会の様子を見て回り、どの委員会に入りたいかななどをそれぞれ考えていたようです。

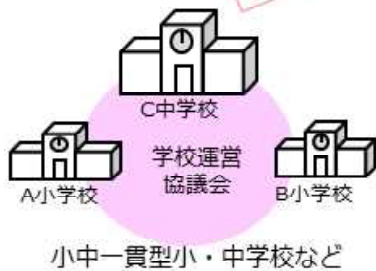
コミュニティ・スクールが始まります

令和4年度から二本松市では市内の小中学校に順次コミュニティ・スクールを導入します。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。その中心となる学校運営協議会は、保護者・地域の方などから教育委員会が任命した20名以内の委員で構成されます。川崎地区の子どもたちがこれまで以上に、しっかりと学力を身に付け、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるためにこの仕組みを十分に生かしていきたいと考えています。ご協力をよろしくお願いいたします。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



文部科学省ホームページより



<学校運営協議会の主な役割> 地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること